

一般廃棄物（粗大ごみ）収集運搬業務委託仕様書

受託者は、本市が委託する一般廃棄物の粗大ごみ（以下「ごみ」という。）収集運搬業務（以下「委託業務」という。）をこの仕様書に従い行うものとする。

1 業務内容

委託業務は、本市全域の家庭から排出される粗大ごみをその量の多寡にかかわらず、指定した日時に適正かつ速やかに収集し、指定された場所にすべてを搬入するものとする。

2 委託業務の履行

委託業務を行うに当たっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」、「和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例」等に関する関係法令、規則を遵守し、和歌山市一般廃棄物処理計画に従って誠実、完全に業務を履行すること。また、和歌山市一般廃棄物処理計画に変更があった場合は本市の指示に従うものとする。なお、受託者は和歌山市からの受託業務であることを十分に認識し、親切・丁寧な対応を心がけ、市民に対し不快となるような言動をとってはならない。

3 委託期間

令和9年4月1日から令和15年3月31日まで

4 委託業務の概要

(1) 収集品目

収集運搬するごみは、次に掲げるものとする。ただし、収集する品目は、今後変更する可能性があるため、変更があった場合は本市の指示に従うものとする。

収集するごみ	収集品目
粗大ごみ (一辺の長さが30cmを超える耐久消費財等又はその一部)	家具類、寝具類、楽器・遊具類、家電製品類等、 その他和歌山市が指定する排出禁止物以外
特定家庭用機器再商品化法に係る対象機器	・ユニット形エアコンディショナー ・テレビジョン受信機のうち、次に掲げるもの ブラウン管式のもの 液晶式、プラズマ式、有機EL式のもの ・電気冷蔵庫及び電気冷凍庫 ・電気洗濯機及び衣類乾燥機 <u>※ただし、上記については、郵便局で取扱っている家電リサイクル券を貼付したものに限る</u>

その他、本市が指示するごみ（臨時ごみ）	・その他、本市が収集する必要があると認めたごみ
---------------------	-------------------------

（２）収集区域及び収集日・収集時間

委託業務を行う収集区域は別紙１に示す和歌山市内全域とし、収集曜日及び地区は、次に掲げるとおりとする。ごみ収集は月曜日～土曜日（休日は別途１１に表記）の午前８時からとし、原則的に各戸前収集とする。ただし、道路状況等により各戸前収集が困難な場合は、本市が指示する場所でごみの収集を行うものとする。また、本市が指示するごみ（臨時ごみ）は、曜日にかかわらず収集を行うものとする。

曜日	行政地区
月曜日	宮、三田、岡崎、安原、東山東、西山東
火曜日	広瀬、吹上、宮前、芦原、川永、紀伊、山口
水曜日	湊、松江、木本、貴志、西脇、加太
木曜日	本町、城北、雄湊、大新、新南、宮北、四箇郷、西和佐、和佐、小倉
金曜日	砂山、高松、雑賀、和歌浦、雑賀崎、名草、今福、田野
土曜日	中之島、野崎、楠見、有功、直川

５ 収集車両

- （１）収集車両は、最大積載量が２トン以上４トン以下のプレス式のパッカー車を常時４台以上、最大積載量が２トン以下の平ボディ車（テールゲートリフター架装）を常時１台以上で収集業務を行うものとする。ただし、軽自動車は除く。
- （２）収集車両は、本市の委託業務以外の用途に使用してはならない。
- （３）収集車両は、和歌山市の委託業務に使用する車両であることを表示しなければならない。表示の位置等の詳細は、別紙２及び別紙３の示すとおりとする。また、収集車両は、全車統一した色とする。
- （４）収集車両は、契約期間終了後、速やかに本市の委託業務に使用する車両であると誤認されるおそれのない状態にしなければならない。
- （５）車両検査、故障等の理由により収集車両が使用できないときは、受託者は、受託者の負担により収集車両と同等の性能を有する車両を用意し、速やかに本市にその旨を届けなければならない。この場合において、受託者は、当該代替車が本市の委託業務に使用する車両であることを容易に認識し得るようにしなければならない。
- （６）受託者は、常に収集車両の整備点検を行い、委託業務に支障が生じないようにし、収集車両に異常を認めたときは、直ちに必要な措置を講じなければならない。

- (7) 収集車両は、受託者の負担により、対人及び対物賠償金額が無制限の任意自動車保険に加入していること。
- (8) 収集車両は、悪臭、騒音及び振動等で近隣に迷惑をかけないこと。
- (9) 収集車両は、常時清潔に保つこと。
- (10) ドライブレコーダー（前後）を設け、委託業務を行う際は常時録画及びデータを保存し、本市からの指示があった場合は、すみやかに提出すること。

6 運転手及び作業員

- (1) 収集運搬業務に従事する人員は、収集車両1台につき運転手1名及び作業員を1名以上確保すること。ただし、パッカー車4台中2台のみ運転手兼作業員として、1名とすることができる。
- (2) 運転手及び作業員は、業務内容を十分に熟知し、的確な判断ができ、滞りなく業務を遂行できる者であること。また、収集車両の構造を把握し、適正な操作をするとともに、安全運転に努める者であること。
- (3) 運転手及び作業員は、軽快に動作できる統一した作業服のほか、必要な作業靴、作業用手袋等を着用し、常に清潔でなければならない。
- (4) 運転手及び作業員は、収集作業中は周囲の人や車の安全を妨げることをしないよう十分に配慮し、収集後は、散乱、飛散物の清掃を行い、収集場所の清潔保持に努めること。また、走行中は、ホップドアを必ず閉め、道路等へのごみの飛散防止に努め、交通法規を遵守すること。
- (5) 収集作業中に人員が欠ける場合は、直ちに代替りの人員を業務に就かせること。
- (6) 委託業務に携わる運転手及び作業員は、毎年、交通安全講習の受講に努めなければならない。
- (7) 受託者は、労働安全衛生法第59条第3項、労働安全衛生規則第36条第5号の4に基づき、テールゲートリフターの操作の業務を行う者に対し、テールゲートリフター特別教育を行わなければならない。

7 収集作業及び施設

- (1) ごみ収集作業は、原則として午前8時から午後3時まで行うものとし、その日のうちのできるだけ早い時間に完了するよう努めなければならない。
- (2) ごみの収集漏れ等が発生した場合、本市からの指示があれば直ちに収集しなければならない。
- (3) ごみ収集は、安全かつ効率的に実施しなければならない。
- (4) 収集したごみは、必ず指定された搬入先まで運搬するものとし、途中での積み替えは行ってはならない。
- (5) 特定家庭用機器再商品化法に係る対象機器については家電リサイクル券の有無及び内容を確認し、不備がある場合は回収せず、本市に報告しなければならない。

- (6) 飛散したごみは、必ず清掃し、除去しなければならない。
- (7) 駐車場は、収集車両の台数分が駐車するのに十分な面積を有するものであり、環境面に配慮し、部外者が立ち入りできない措置を講じていること。近隣に通学路が面している場合は通学の妨げにならない等、安全面に配慮しなければならない。
- (8) 洗車設備は、洗車及び汚水の処理等について周囲に迷惑を及ぼさないものとしなければならない。

8 ごみの搬入

- (1) 委託業務で収集したごみは、その日のうちに本市が指示する処理施設に搬入するものとする。
- (2) 搬入時間は、原則として午前8時から午後3時30分までとする。ただし、当日に著しい渋滞の発生、台風等の災害その他のやむを得ない事情があった場合は、本市と協議の上変更することができる。
- (3) 処理施設内は事故のないよう徐行運転で通行し、ごみの計量、ピット等へのごみの搬入作業については、係員の指示に従い、ごみが飛散しないようにすること。

9 受託者の責務

- (1) 受託者は、言動が粗暴な者、品行不良な者、健康でない者及びその他本市が不相当と認める者を委託業務に従事させてはならない。また、常に運転手及び作業員の健康状態等を把握し、安全な業務遂行をしなければならない。
- (2) 受託者は、委託業務における業務責任者（以下、「責任者」という。）を定め、本市に届けなければならない。なお、責任者は、一般廃棄物処理事業の適正な運営に必要な知識及び技能の習得を目的とする一般財団法人日本環境衛生センター主催の「一般廃棄物（ごみ）実務管理者講習」を終了すること。また、責任者の変更が生じた場合、速やかに本市に届け出なければならない。
- (3) 受託者は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他労働関係を規律する法令を遵守しなければならない。
- (4) 受託者は、委託業務に従事する者に対し廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、道路交通法（昭和35年法律第105号）、その他関係する法令及びこの仕様書の内容その他業務の遂行に必要な事項を熟知させ、かつ、遵守するよう指導しなければならない。
- (5) 受託者は、委託業務の実施に当たり、本市及び第三者に損害を与えた場合はその賠償の責を負うものとする。
- (6) 受託者は、市民からの苦情等については、自らの責任で速やかに対処しなければならない。この場合において、苦情等を受け、対処が完了したときは、苦情内容及び対処内容を本市に報告しなければならない。
- (7) 市は、委託業務に起因する関係法令、契約書及び仕様書の内容に反する行為等に

より市民等から苦情を受けたときは、受託者に対し是正等を命じ、受託者は改善策を本市に報告しなければならない。

(8) 受託者は、委託業務を能率的に行うため、本市から提供された別紙1による収集区域地図を参考に収集車両ごとの人員配置表を作成し、本市に提出しなければならない。また、人員に変更が生じた場合、速やかに本市に届け出なければならない。

(9) 受託者は、本市が指示する各種報告書等を定められた様式により作成し、取りまとめを行うこととし、1か月分をまとめ、その翌月の10日までに提出しなければならない。

(10) 受託者は、委託業務に従事する従業員が、社会保険及び労働保険に加入していることの証明並びに事業主が保険料を納付していることを証明できる書類を毎年提出しなければならない。

(11) 受託者は、委託業務に従事する従業員が、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第44条に基づく健康診断を受診したことの証明を、毎年提出しなければならない。

10 連絡体制

(1) 責任者は、常に本市と連絡がつく体制をとらなければならない。また、緊急時も速やかに対応できる体制をとらなければならない。

(2) 収集運搬作業中は、常に責任者と各収集車両の運転手又は作業員と連絡がつく体制をとらなければならない。

(3) 責任者は、その日の収集業務が終了したときは、直ちに本市にごみ収集完了の連絡をしなければならない。

11 収集の休日

委託業務は、次に掲げる日を休日とする。ただし、本市が必要と認めたときは、この限りでない。

(1) 日曜日

(2) 1月1日から1月3日まで

(3) 年末については、別途指示する。

12 収集車両の運行

(1) 収集車両の運行は、道路交通法及び関係法令を遵守し、事故防止に努めなければならない。

(2) 収集運搬作業中に事故が発生した場合は、直ちに必要な措置をとり、かつ、本市に報告しなければならない。この場合において、当該事故に相手方があるときは、速やかに誠意をもって対応しなければならない。

(3) 受託者は、本市から災害ごみ等の収集及び運搬について応援要請があるときは、協力しなければならない。

13 遵守事項

- (1) 市民に対して親切丁寧に応接し、不快の念を与える言動があってはならない。
- (2) 市民から金品等の謝礼を受け取ってはならない。

1 4 契約締結後の届出

受託者は、契約締結後、委託業務に関する次の書類を提出し、承認を受けるものとし変更が生じたときは、必ず書面にて本市に報告しなければならない。

- (1) 就業規則（写し）
- (2) 委託業務に従事する者の名簿
- (3) 委託業務に従事する者の雇用契約書の写し
- (4) 委託業務に従事する者の雇用保険証、健康保険証及び自動車免許証の写し
- (5) テールゲートリフターを操作する者のテールゲートリフター特別教育修了証の写し
- (6) 収集車両の自動車検査証の写し
- (7) 収集車両の自動車損害賠償責任保険証の写し
- (8) 収集車両に付保した任意自動車保険に係る保険証券の写し
- (9) 緊急時の連絡先及び体制
- (10) 事務所及び駐車場の位置
- (11) 洗車場の位置
- (12) (10)、(11)に掲げるものの所有権を有することを証する書類
ただし、受託者が土地の所有権を有しない場合には、受託者と土地所有者間の賃貸借契約書の写し又は土地使用承諾書の写し（代表者が原本証明をしたものに限る）
- (13) その他本市が随時、必要として求める書類等

1 5 履行期間中の届出

受託者は、履行期間中の毎年4月及び変更が生じた場合は、次に掲げる書類を本市に提出するものとする。

- (1) 委託業務に従事する者の名簿
- (2) 委託業務に従事する者の雇用保険証、健康保険証及び自動車免許証の写し
- (3) テールゲートリフターを操作する者のテールゲートリフター特別教育修了証の写し
- (4) 収集車両の自動車検査証の写し
- (5) 収集車両に付保した任意自動車保険に係る保険証券の写し
- (6) その他本市が随時、必要として求める書類等

(疑義の質問について)

入札者は、見積期間中に、仕様書等において疑義のある場合は、関係職員の説明を求めることができる。質問事項は文書で担当課長あて提出すること。締切日は入札日（入札日は含まない。）より5日前（ただし、締切日が土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日になる場合はその前日とする。）の17時までとする。なお、質問事項の回答については、質問者に文書にて回答するとともに、和歌山市ホームページ入札・契約情報画面において公開するものとする